

日行連発第1536号
令和3年2月10日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

建設キャリアアップシステムの普及促進に係る協力について（周知）

行政書士が建設キャリアアップシステムへの登録業務を行う際の留意点については、「建設キャリアアップシステムへの情報登録業務について」（平成31年3月11日付・日行連発第1491号）にてお知らせしておりますが、この度、一般財団法人建設業振興基金より、建設キャリアアップシステムの普及促進への協力依頼とともに、行政書士申請時の留意点の見直しについて周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

建設キャリアアップシステムへの登録申請は、権利義務に関する書類の作成として行政書士の業務となっておりますので、登録促進に向けて積極的な働きかけをお願いいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

- ・建設キャリアアップシステムの普及促進に係る協力について
(令和3年1月27日・一般財団法人建設業振興基金)

基キ - 第1号
令和3年1月27日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 様

一般財団法人建設業振興基金
理事長 佐々木 基



建設キャリアアップシステムの普及促進に係る協力について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設キャリアアップシステムは、その活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的とし、平成31年4月より本運用を開始し、令和2年12月末時点で44万を超える技能者、8万を超える事業者に登録いただいております。

行政書士は、権利義務・事実証明に関する書類の作成及び官公署に提出する書類の提出申請代理を業として行える国家資格者として、建設キャリアアップシステムの登録手続きを、事業者、技能者等から委任を受けて、代理人として申請することが可能であり、すでに相当数の実績があるものと伺っております。

この度、行政書士が依頼を受けて行う建設キャリアアップシステム情報登録申請について、これまでお知らせしておりました方法を一部見直しましたので（参考資料添付）、あらためて周知させていただきます。

つきましては、今後の建設キャリアアップシステムの円滑な運営に向け、建設技能者と建設事業者の登録促進のために、貴会並びに貴会に所属する全国の各都道府県行政書士会にご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具



【令和2年12月 一部改定】

1. 行政書士の方が依頼を受けて行う建設キャリアアップシステムへの情報登録

行政書士の方が、技能者及び事業者（以下「依頼人」という。）からの依頼を受けて、建設キャリアアップシステム（以下「本システム」という。）の情報登録を行う作業については、**本システムが定義する代行申請により行っていただく必要はありません。**

代行申請は、「技能者が所属する事業者等（所属事業者、元請事業者、上位下請事業者等）が技能者本人に代わって情報登録する場合」の措置として設定したものであり、行政書士が行う業務には適用されません。

このため、行政書士の方は事業者登録を行っていただく必要はなく、**通常の行政書士業務として、依頼人からの依頼に基づいて情報登録を行っていただくことになりません。**

※建設キャリアアップシステムは、建設技能者の処遇改善を目的として構築されたものであり、また、登録された個人情報、建設現場に關係する建設会社等の關係者に限定して共同利用（個人情報保護法第23条第5項第3号）することとされているため、**行政書士の方が事業者登録を行うことはできません。**

2. 行政書士の方が建設キャリアアップシステムに情報登録する2つのパターンと留意事項

行政書士の方が依頼人からの依頼を受けて本システムに情報登録する場合には、以下の2つのパターンのうち1つを選択していただきます。その際、**個人情報保護方針および利用規約（CCUSホームページのインフォメーションに掲載）を依頼人に説明していただく必要があります。**

パターン1 依頼人のメールアドレスを使用する方法

- ・ インターネット申請による情報登録に必要な「申請ログインID」及び「パスワード」の取得において、依頼人のメールアドレスを使用します。この場合、依頼人が取得した「申請ログインID」及び「パスワード」を、依頼人から行政書士に提供いただき、**情報登録を行っていただく必要があります。**
- ・ 事業者が依頼人の場合には、「登録責任者」の項目には、**事業者の担当職員の情報を入力していただきます**（行政書士の方の情報を記入しないよう注意してください）。
- ・ 申請内容に不備があった場合は、依頼人あてにその旨のメール通知があります。行政書士の方は、情報登録申請後は依頼人と情報共有を図りながら、申請内容の修正及び再度申請を行っていただく必要があります。

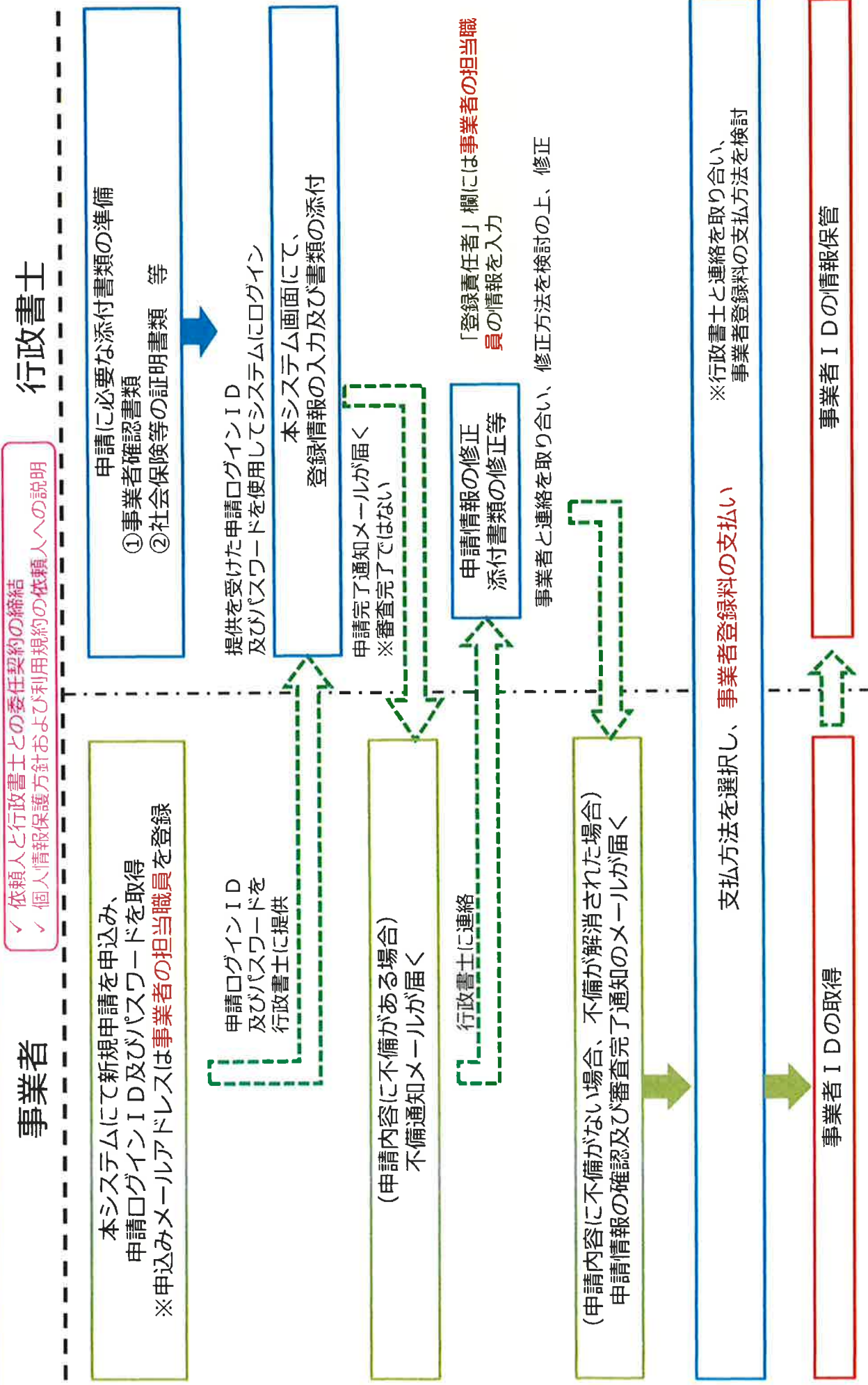
パターン2 行政書士のメールアドレスを使用する方法

- ・ インターネット申請による情報登録に必要な「申請ログインID」及び「パスワード」の取得において、**メールアドレスのみ行政書士のメールアドレスを使用します。**メールアドレス以外の情報は、依頼人の情報を使用します。
- ・ 事業者が依頼人の場合、「登録責任者」の項目には、事業者の担当職員の情報を入力していただきます。ただし、メールアドレスのみ行政書士のメールアドレスを記入していただきます。登録完了後は、必ず変更申請にて、「登録責任者」のメールアドレスを行政書士から事業者の担当職員メールアドレスに変更していただきます。技能者申請についても同様です。
- ・ 最後に依頼人のみが知るパスワードに変更していただきます。

UP 行政書士が依頼を受けて行う建設キャリアアップシステム情報登録申請について

パターン1 依頼人のメールアドレスを使用する方法

※事業者の新規登録（インターネット申請）の場合



U・P 行政書士が依頼を受けて行う建設キャリアアップシステム情報登録申請について

パターン2 行政書士のメールアドレスを使用する方法

※事業者の新規登録（インターネット申請）の場合

